

平成31年度 定時評議員会 議事要旨

公益財団法人東京都歴史文化財団

- 1 日 時 令和元年6月25日(火)
午後2時から午後3時8分まで
- 2 場 所 東京都墨田区横網一丁目6番1号
第一ホテル両国 アジュール
- 3 評議員現在数 15名
- 4 定 足 数 8名(評議員現在数の過半数)
- 5 出席評議員 9名
評議員 村 松 一 希
評議員 両 角 稔
評議員 川 松 真一朗
評議員 星 見 定 子
評議員 伊 藤 淑 子
評議員 大 笹 吉 雄
評議員 岡 部 真一郎
評議員 樺 山 紘 一
評議員 平 井 聖
- 6 出席理事 1名
副理事長 坂 卷 政一郎
- 7 出席監事 2名
監 事 阿 部 義 博
監 事 三 宅 広 人
- 8 議 長
評議員 樺 山 紘 一
- 9 審 議 事 項
第一号議案 特定費用準備資金の新規積立について
第二号議案 平成30年度事業実績及び決算について
第三号議案 規程の改正について

10 議事の経過及び結果

(1) 議長就任

午後2時開会。定款第18条の規定に基づき、樺山紘一評議員が出席評議員の互選により議長に就任した。

本会が定足数を満たし、評議員会として有効に成立していることの報告があった後、出席評議員全員の委任を受けて、議長が、定款第20条第2項の規定に基づき本会の議事録署名人に伊藤淑子評議員と岡部真一郎評議員を選任し、議事に入った。

(2) 第一号議案 特定費用準備資金の新規積立について

ア 議案説明

配付資料に基づき、特定費用準備資金の新規積立について事務局長が議案の説明を行った。

イ 議決

議長が採択を求めたところ、第一号議案は全会一致をもって原案どおり承認された。

(3) 第二号議案 平成30年度事業実績及び決算について

ア 議案説明

配付資料に基づき、事務局長が平成30年度事業実績及び決算について説明を行った後、三宅監事から監査報告が行われ、以下3点の報告があった。

- ・ 事業実績報告書の内容は、真実であると認める。
- ・ 理事の職務執行に関する不正な行為、または、法令もしくは定款に違反する重大な事実はないと認める。
- ・ 財務諸表については、法人の財産状態並びに正味財産増減の状況を正しく示していると認める。

イ 質疑応答

<評議員>

- ・ 都立文化施設でのオリンピック・パラリンピックに向けたテロ対策は、一昨年度から各施設で手荷物検査を試行しており今後も試行されるが、今まで実行してみてどうだったか。また今後、2020年に向けてどのような形にするつもりなのか。

<事務局>

- ・ 手荷物検査については警備会社、施設の職員共に馴れてきたため、スムーズに対応ができるようになっている。オリンピック・パラリンピック期間中のテロ対策は必須だと考えており、それに向けて今年は9施設で手荷物検査を行う。

<評議員>

- ・ 文化会館4階の会議室の貸出方法の必要書類の提出期間等について、利用者が困惑していると聞く。また、会議室への動線が複雑だと思われる。是非対策を講じて欲しい。

<評議員>

- ・危機管理はもちろん大切であるが、都民の文化・芸術活動の妨げにならないよう事前に周知するなどし、調整をして欲しい。演劇や音楽など開演時間が決まっているものもあるので、そういった配慮もお願いしたい。

<評議員>

- ・セキュリティ対策は必要であるが、来館者の立場になると対応が不十分な場合は館全体の印象が悪くなりかねない。大げさなくらい告知を行ってはどうか。テロの抑止にもなり、また、来館者への周知にもなる。検討していただきたい。

<事務局>

- ・手荷物検査については今回新たに都庁記者クラブにブース回りをを行い、パブリシティの強化などに取り組んでいる。また、これまでの試行の結果、効率の良い手荷物検査のやり方も分かってきたので、今後お客様の負担の軽減に活かしたい。

ウ 議決

議長が採択を求めたところ、第二号議案は全会一致をもって原案どおり承認された。

(4) 第三号議案 規程の改正について

ア 議案説明

配付資料に基づき事務局長が規程の改正について議案の説明を行った。

イ 質疑応答

<評議員>

- ・東京都の制度改正等により評議員会決議が必要な規程に影響がある場合は、改正有無に関わらず都の考えを反映するか否か等の（事務局としての）判断結果について、評議員会へ報告すべきではないか。

<事務局>

- ・貴重なご意見として承り、今後検討したい。

ウ 議決

議長が採択を求めたところ、第三号議案は全会一致をもって原案どおり承認された。

(5) 報告事項

- ア 東京都政策連携団体への指定について資料を用いて報告を行った。報告終了後、質疑はなかった。

(6) その他（財団の運営全体に対する質問・意見等）

議長から、財団の運営全体に関して質問・意見等を求めたところ以下のとおり発言があった。

<評議員>

・TTFの事業実績報告で今後も認知度の向上を図るとのことだが、2020大会の一年前になるのにいつまで認知度向上を図るのか。来年度の大会までにはもう一歩、文化事業の普及度を浸透させていただきたいと、私個人の意見として申し上げる。

<評議員>

・指定管理期間について、前回は長期の準備期間が必要であるとの理由で10年の指定が目標だったところ、4年になってしまった。先ほどの来館者推移の説明では、来館者数が向上したとあったが、来館者数の目標が低いのではないか。次回更新に向け、もっと高い目標を据え、都に対し声を大きく上げることができる財団になって欲しい。

<事務局>

・指定管理期間は東京都が判断するものと我々は理解している。ご懸念のとおり、前回は指定管理期間が4年と議決されたが、その際全会一致で「次の指定管理に当たっては運営の継続性に配慮すべし」と付帯決議があった。その点については東京都、特に生活文化局は認識していると考えている。

しかし、指定管理の期間については、社会状況等によって左右されることもありえる。当財団としては、これまで培ってきた質の高い芸術文化への技量と、それを支える人材、美術館・博物館・ホールを含め運営できる管理能力は、国内唯一無二であると職員一同自負している。政策連携団体となったことから長期間の指定管理が必要であることを申し上げていく一方で、当財団でなくてはできないと都だけでなくお客様にも理解していただけるよう、今後も引き続きやっていきたい。現在の体制に安住するのではなく、国内外においてトップを走れる団体になりたいと考えている。

以上により、定時評議員会の議事をすべて終了し、午後3時8分に閉会した。